

浄化槽を設置している皆さんへ

問 建設課 ☎0968・86・5726
熊本県浄化槽協会 ☎096・284・3355

浄化槽管理者変更報告書を提出しましょう

浄化槽管理（設置）者が変更となったときは、「浄化槽管理者変更報告書」の提出が必要です。ご家族・ご親族の住宅について、浄化槽管理者がどなたになっているか確認をいただき、必要に応じて管理者変更を行って下さい。

浄化槽の使用休止制度

令和2年4月施行の浄化槽法の一部を改正する法律では、休止届を提出した場合、浄化槽の3つの義務（清掃・保守点検・法定検査）の免除と、再開時の届出を義務化する規定が追加されました。

長期間使用しない浄化槽は事前に決められた清掃などを行い、「浄化槽使用休止届」を提出すると3つの義務が免除されます。

使用を再開する場合は、「浄化槽使用再開届出書」を提出し、保守点検と清掃の契約が必要です。

《浄化槽の3つの義務》

- 法定検査…浄化槽協会に依頼し毎年1回受ける必要があります。
- 保守点検…登録業者に委託し、定期的に行いましょう。（回数は処理方式や規模によって規定）
- 清掃………許可業者に委託し、定期的な清掃を行う必要があります。（使用頻度で変わりますが、最低年に1回）



老朽危険な空家の除却（解体）工事に補助を行います

問 住民環境課 生活環境係 ☎0968・86・5727

町では、町民の安全かつ良好な生活環境の保全を図ることを目的として、老朽危険空家等の除却又は解体工事に対して補助金を支出します。

補助対象となる空家（下記（1）と（2）の両方に該当する空家）

- （1）和水町内にあって、1年以上使用されていない居住用のもの
- （2）外観目視による不良度判定表の評点合計が100点以上であるもの

※補助金申請前に、不良度判定を行うための事前調査を実施します。



補助対象者

空家（土地）の所有者またはその相続人

補助金額

補助対象経費×0.8×1/2（上限50万円）

和水町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付するため、詳しい内容については町ホームページで確認されるか、担当課にお問い合わせください。



新型コロナワクチン 令和5年春開始接種のお知らせ

問 保健子ども課 ☎0968・86・5730

和水町立病院では新型コロナワクチン接種を実施しています。

実施日：7月7日（金）、7月28日（金）、8月25日（金）（接種日程は、変更になる場合があります）

受付時間：午後5時～6時30分まで

使用ワクチン：ファイザー社製オミクロン株対応2価ワクチン（使用ワクチンは、変更になる場合があります）

予約方法：①和水町ワクチン接種コールセンターへ電話（☎0120・096・959）

②WEBでの予約

③LINEでの予約

※和水町立病院での予約の受付は行っていません。

新型コロナワクチンに関するその他のお知らせ

【和水町に転入された人へ】

他の市区町村または国外から和水町へ転入され、和水町が発行する接種券をお持ちでない方は、回数に関わらず接種券発行の申請が必要です。以前お住まいの市区町村（転入元）で発行された接種券は使用できませんので、和水町保健子ども課までご連絡ください。

【和水町から転出される人へ】

和水町で発行した接種券は、転出先の自治体では使用することはできません。和水町が発行した接種券をお持ちであれば、転出先の自治体へ持参するとスムーズに接種券の発行手続きができます。詳細につきましては、転出先の自治体にお問い合わせください。

【接種の予約・日時変更（キャンセル含む）等の相談窓口】
和水町ワクチン接種コールセンター
（9：00～17：00土日祝日除く）

☎0120・096・959

接種の予約は、和水町公式LINEからも可能です。
右のQRコードから友だち追加をお願いします。



敬老行事を開催します

問 福祉課 福祉係 ☎0968・86・5724

和水町では、多年にわたり社会に貢献された高齢者を敬愛し、長寿を祝福するとともに、演芸等により楽しいひとときを過ごしていただく行事を開催します。

金婚等表彰式

と き 9月20日（金） 午前10時

と ころ 三加和公民館

表彰内容 金婚、ダイヤモンド婚、プラチナ婚

ふれあい高齢者のつどい

と き 9月26日（金） 午前10時

と ころ 三加和公民館

内 容

「綾大路まねろう」ものまね歌謡漫談

「都ひばり」お笑い演歌ものまね



綾大路まねろう



都ひばり

環境負荷低減事業活動実施計画の申請を受け付けます

問 農林振興課 農業振興係
☎0968・34・3111

みどりの食料システム法に基づき、以下のいずれかの活動に取組む農林漁業者または農林漁業者が組織する団体が作成した環境負荷低減事業活動実施計画を県が認定します。

- ・土づくり、化学農薬、化学肥料の使用量低減
- ・温室効果ガスの排出量低減
- ・その他農林水産大臣が定める活動

認定を受けた農林漁業者は、農業改良資金の貸付および償還期間の延長や活動に必要な施設・設備などに対する投資促進税制などの支援措置を受けることができます。
令和5年度の申請受付期間は、以下の表のとおりです。

申請受付期間	認定時期の目安
7月3日（金）～7月24日（金）	9月中旬
10月2日（金）～10月23日（金）	12月中旬
1月4日（金）～1月25日（金）	3月中旬

実施計画の認定を希望される人は、熊本県ホームページに掲載されている『実施計画認定要領』及び申請書類一式などをご確認のうえ、和水町農林振興課へ申請書類をご提出ください。

